

職務専念義務の免除の変更について

1. 概要

裁判所等に出頭する際の職務専念義務免除の要件について、被害者参加人（※）として出頭する場合を新たに対象とする。

※被害者参加人

一定の刑事事件において、被害者やその法定代理人等の申し出により、裁判所が被告事件の手續への参加を許可した者。 例：被害者、被害者の配偶者や親族等

2. 裁判所等に出頭する場合に職務専念義務の免除の対象となる要件

下線部：今回追加要件

裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合

3. 給与の取り扱い

有給

4. 実施時期

令和8年6月1日

【参考】

○職務に専念する義務の特例に関する規則（現行）

第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合